

令和5年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和5年	9月22日(金)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時47分
		9月28日(木)	開会	午前	9時30分
			散会	午前	9時36分
	10月	4日(水) 第1回	開会	午前	9時29分
			休憩	午前	9時35分
		第2回	再開	午後	0時19分
			散会	午後	0時22分
	10月	13日(金) 第1回	開会	午前	9時33分
			休憩	午前	9時49分
		第2回	再開	午後	2時7分
			閉会	午後	2時13分

場所 議会運営委員会室

出席委員 細田善則委員長

千葉達也副委員長、萩原一寿副委員長

松井弘委員、関根信明委員、宇田川幸夫委員、横川雅也委員、白土幸仁委員、

小川真一郎委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 立石泰広議長、岡田静佳副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年9月22日(金))

委員長

1 北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げに関する対応についてだが、去る8月24日、北朝鮮から発射された弾道ミサイル技術を使用した衛星が、我が国・沖縄本島と宮古島の間の上空を通過した。これは、我が国のみならず、国際社会全体に対する挑発をエスカレートさせる明白な暴挙であり、断じて容認できない。

については、本日の本会議の冒頭において、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した衛星打ち上げに断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、議案を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議案を配布 >

委員長

まず、案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員会審査の省略についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革、維新及び無所属は、私から確認しておく。

委員長

2 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会の最終日に追加提出をお願いしたいと考えている表彰議案について、説明申し上げる。

サイドブックスにある「令和5年9月定例会に追加提出する表彰議案」のファイルをお開き願う。その内容であるが、彩の国功労賞の贈呈についてである。彩の国功労賞を世界水泳選手権2023福岡大会でメダリストとなった柳澤明希氏、2023フェンシング世界選手権でメダリストとなった上野優佳氏、IFSCパラクライミング世界選手権大会ベルン2023でメダリストとなった高野正氏、FIFA女子ワールドカップオーストラリア&ニュージーランド2023において、日本代表チームの決勝トーナメント進出・大会ベスト8に貢献した南萌華氏、高橋はな氏、石川璃音氏、猶本光氏、清家貴子氏、長谷川唯氏、池田太氏、の計7名、また、IBSAブラインドサッカー女子世界選手権2023でメダリストとなった菊島宙氏、寺林真智子氏にそれぞれ贈呈することについて、御同意をお願いするものである。贈呈理由等については、お配りした「彩の国功労賞の贈呈について」を御覧いただきたい。よろしく願います。

委員長

3 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、(2)質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月28日(木)については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、9月29日(金)については、自民、県民、無所属の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、10月2日（月）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

10月2日については、1番目が須賀昭夫議員、3番目が渡辺聡一郎議員でお願いします。

委員長

次に、10月3日（火）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

10月3日については、1番目が金子裕太議員、3番目が高橋稔裕議員でお願いします。

委員長

次に、10月4日（水）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

10月4日については、1番目が逢澤圭一郎議員、2番目が阿左美健司議員、3番目が小川真一郎議員でお願いします。

委員長

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果を読み上げる。 >

委員長

4 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・10月2日（月）、案文については一般質問最終日・10月4日（水）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月13日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いします。

委員長

5 埼玉県議会「埼玉県・山西省友好県省40周年」親善訪問団派遣の中止についてである。

議会訪問団の派遣については、知事からの依頼を受けて、本年6月定例会において議決を行い、準備を進めてきた。姉妹友好州省との友好親善については、埼玉県の代表である

知事と議会が一体となって姉妹友好州省の代表と交流を行うことで、相互理解と信頼を深めるよう努めてきたところである。

今回、行政訪問団の派遣に当たり、代表同士のトップ交流という主旨が変わったため、県議会の親善訪問団については、派遣を見送りたいとの訪問団としての意向が本日の各会派代表者会議において議長から示され、了承を得た。その際、議会訪問団派遣は議決をもって決定しているため、その中止の手続きについては、議会運営委員会で取り計らってほしい旨の話が議長からあったので、報告する。

については、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

6 親子傍聴室の設置に伴う埼玉県議会傍聴規則の改正についてだが、資料2を御覧願う。

本日の各会派代表者会議において、開かれた県議会の取組の一環として「親子傍聴室」を設置することが岡田副議長から提案され、了承されたところである。議事堂4階の第4中継室を改装し、ベビーベッドやキッズコーナー等を設けて、子供と一緒に気兼ねなく傍聴できる環境を整備するもので、12月定例会からの運用を予定している。

設置に当たっては、傍聴規則の改正が必要となるため、今後の本委員会において御協議いただきたいので、よろしく願います。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

8 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

委員長

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月28日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年9月28日(木))

委員長

- 1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しを頂いたので、10月4日・一般質問最終日に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

サイドボックスの「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案件名総括表」である。

追加提案する議案は、損害賠償について1件である。

2 ページにある、資料1「埼玉県議会令和5年9月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」を御覧願う。本議案は、平成30年7月31日に埼玉県を退職し埼玉県以外の地方公共団体の職員となった相手方に対し、本来退職手当を支給すべき時期までに退職手当を支給しなかったことにより遅延損害金が生じたため、その額を定めるものである。本県の職員の退職手当に関する条例の規定では、職員が引き続いて他の地方公共団体の職員になった場合、採用先の地方公共団体の退職手当の支給の基準等で、本県職員としての勤続期間が当該地方公共団体職員としての勤続期間に通算されると定められているときは、本県から退職手当を支給しないこととなっている。今回、相手方が職員となった地方公共団体において本県における勤続期間を通算した退職手当が支給されるものと誤認し退職手当を支給しなかったため、その未払いに係る損害賠償の額を120万150円と定めるものである。よろしく御願い申し上げます。

委員長

- 2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

なお、9月29日(金)、10月2日(月)及び3日(火)の議事日程は、開会日に確認したとおり、それぞれ3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

中屋敷委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたい。我が会派は、今定例会で議員提出議案として、条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたい。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

それでは、説明をお願いします。

中屋敷委員

お配りした条例案の概要を御覧願う。保護者のいない住居や自家用車の車内等に児童が放置されて死亡する等の深刻な事案が全国的に相次いで発生している。児童の放置を規制する法令として、刑法や児童虐待の防止等に関する法律があるが、いずれも、虐待に当たる放置を規制するものであり、児童の放置それ自体を一般的に規制する法律や県の条例はない。しかし、短時間であれ、児童を放置することで、当該児童が熱中症になったり、誘拐、火災などの危険な目に遭う可能性があるかと、私たちは考えている。そこで、私たちは、児童が放置されることにより危険な状況に置かれることを防止するため、児童を現に養護する者は、当該児童を住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置をしてはならない旨を定める等をするを目的として、埼玉県虐待禁止条例の改正案を提案したいと考えている。各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしくをお願いします。

委員長

3 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前９時３０分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・１０月４日（水）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和5年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年10月4日(水)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案の取扱いについてだが、去る9月28日(木)の本委員会で執行部から説明がなされ、本日、追加提案される「損害賠償の額を定めることについて」の取扱いを御協議いただきたい。

まず、本議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。この件については、資料1のとおり、企画財政委員会及び福祉保健医療委員会において報告を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案(第91号議案～第105号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 決算特別委員会の設置、第106号議案及び第107号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてだが、まず、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに第106号議案及び第107号議案を付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料2の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、決算特別委員会の設置、第106号議案及び第107号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革、維新及び無所属は、私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を、本日の本会議散会後に開会することによいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1) 条例案についてだが、去る9月28日(木)の本委員会で自民から提案のあった条例案1件が提出されたので、報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第25号議案は、提案者を代表して、65番小久保憲一議員が、提案説明を行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、この議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に知事追加提出議案と併せて質疑を行うことによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかにということによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料3のとおり、意見書22件であるので、御確認願う。

< 了 承 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

7 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届は提出されていない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第25号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、午後0時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和5年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年10月4日(水)第2回)

委員長

1 第108号議案及び議第25号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、28番伊藤はつみ議員及び45番中川浩議員から、議第25号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、質疑の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月11日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださるよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月13日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月13日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和5年9月定例会 議会運営委員会における発言
(令和5年10月13日(金)第1回)

委員長

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に藤井健志委員が、副委員長に小川直志委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議第25号議案の撤回についてだが、去る10月11日、提案者・田村琢実議員ほか51名から議長あて撤回請求書が提出された。この件について、自民から発言を求められているので、これを許す。

中屋敷委員

議第25号議案についてであるが、自民の議案提案の趣旨「子供の安全を守るという理念」は、各党派から理解を頂いているものと思う。自民としては、日本における子供の放置という状況が非常に危険だということを再認識していただき、自分の家庭などを見直して意識改革を促したいとの思いから議案を提案した。しかしながら、多くの県民・団体の方々から県議団に対し、数多くの御意見を頂いたところである。条例が運用されるに当たっては、その趣旨が十分に理解され、広く社会に受け入れられた上で、社会全体として子供の安全を守るという機運につながるということが重要であると考えている。こうした観点から、本議案については撤回させていただきたい。皆様の御了解を賜りたい。

委員長

議第25号議案の撤回の承認については、本日の本会議冒頭で、異議なし採決でお諮りすることによいか。

< 了 承 >

伊藤委員

意見を述べさせていただく。「埼玉県から引っ越す」などという本条例案に対しての県民の怒りの声が多数寄せられたと思っている。撤回には同意をさせていただくが、今後はこの問題から何を教訓とするかということをお話させていただきたい。議会運営委員会に条例案の概要が示されたのが9月28日、そして、10月4日に本会議で審議が行われた。10月6日の委員会採決まで僅か1週間しかなかった。この件で反省すべきことは、この拙速な条例審議の在り方ではないかと思っている。質問を1点させていただくが、今後、議員提出条例案の策定に当たっては、超党派で作業グループを作るとか、公聴会や参考人の質疑などを検討する意思はあるか。

委員長

ただ今の協議事項は、撤回の取扱いについてである。今後の議員提出議案の取扱いについて御質問、御意見があったが、それについては今後検討していくということではいかがか。

伊藤委員

議会運営委員会でこの件に関して調査研究を続けていくという理解でよいか。

中屋敷委員

本日の各会派代表者会議で、自民の代表者からも今後についての意見を述べさせていただいたと聞いている。どこでどのように協議していくかということは、今この場で決める話ではないと考える。課題として提言を頂いていることは、この場で各委員も聞いているので、今後どうするかということは…

小島委員

今までも議員提出議案は所定の手続きを経て、本会議で可決・決定されている。それに対してこれまで異議申立てをした方はいない。これまでも十分な審査を経て本会議で可決・決定されていると考えるので、過去の例をよく確認してはいかがか。

伊藤委員

議案の撤回に対して異議を申し立てているわけではない。提言として申し上げたので御理解いただきたい。

委員長

先ほど中屋敷委員から話があったとおり、本日の各会派代表者会議で今後の議員提出議案の在り方についての言及が、自民の田村団長からもあった。どのように取り扱うかという点も各会派間で丁寧に話し合っていければと考えるが、いかがか。

伊藤委員

了解した。

委員長

なお、改革、維新及び無所属については、私から確認しておく。

委員長

3 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、委員会の審査結果については、各委員長から議長に報告があったとおり記載しているため、先ほど撤回について御協議いただいた議第25号議案も含まれているので、御了承願う。

委員長

4 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

特に討論を必要とするか、御意見を願います。

伊藤委員

本会議での討論を希望させていただく。今回の請願も県民にとって切実な願いである。県民に対して審議内容や結果を分かりやすく本会議に返していくために、各会派、議員の意見を表明すべきではないかと考える。是非討論を希望したい。よろしく願います。

中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

6 議員提出議案についての(1)意見書案についてだが、去る10月2日(月)・一般質問中日までに各会派から提出された意見書案の柱22件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案8件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

委員長

次に、(2)議員派遣の、ア 埼玉県議会「埼玉県・山西省友好県省40周年」親善訪問団派遣の中止についてだが、親善訪問団派遣の中止を、お手元の資料4のとおり、共産党を除く議会運営委員の連名の議員提出議案として、提案することでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 議会図書室の運営等に関する調査についてだが、お手元の資料5のとおり、議会運営委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議会運営委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

委員長

7 親子傍聴室の設置に伴う埼玉県議会傍聴規則の改正及び親子傍聴室取扱要領の制定についてだが、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは事務局に配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

傍聴規則の改正案については、第2条「傍聴席の区分」に第2項として、親子傍聴室を設ける旨と、運用方法は議長が別に定める旨を追加している。取扱要領案については、この運用方法について定めるものである。各委員におかれては、これらの案をお持ち帰りいただき、各会派において、御検討いただくようお願いする。

< 了 承 >

委員長

8 埼玉県県庁舎再整備検討委員会参加者の推薦についてだが、去る10月10日、埼玉県 県庁舎再整備検討委員会委員長の堀光副知事から議長あてに、同委員会に参加いただく方を、県議会議員から1名推薦されたいとの依頼があった。

については、会派別所属議員数により按分し、自民から1名を推薦することによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、自民におかれては、次の本会議休憩中に推薦する参加者の氏名を御報告願う。

委員長

9 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

10 その他に入る前に、企画財政部長から発言を求められているので、これを許す。

企画財政部長

委員長のお許しを頂いたので発言させていただく。島田繁県民生活部長は、発熱による体調不良のため本日の本会議を欠席させていただくので、よろしく願います。

委員長

ただ今の件については、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

10 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

委員長

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、12番山崎すなお議員から、第104号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 知事追加提出議案についてだが、去る9月22日(金)の議会運営委員会において説明のあった表彰議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、表彰に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、議第34号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 埼玉県議会傍聴規則の改正及び親子傍聴室取扱要領の制定についてだが、さきの本委員会において委員長案を配布させていただき、各会派で御検討いただくようお願いしたが、御意見等はあるか。

< な し >

委員長

それでは、特に御意見がないので、規則の形式にした改正案及び前回配布したのと同じ取扱要領案を配布してよいか。

< 了 承 >
< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

この内容でいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この件については、議長決裁により改正及び制定の手続を執ることでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 埼玉県県庁舎再整備検討委員会の推薦参加者氏名の確認についてだが、自民に推薦する参加者の氏名報告を依頼したところ、田村琢実議員との報告があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

この件については、後ほど事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

委員長

9 その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月4日(月)から12月22日(金)の日程で、執行部と調整をしているので報告する。
なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。